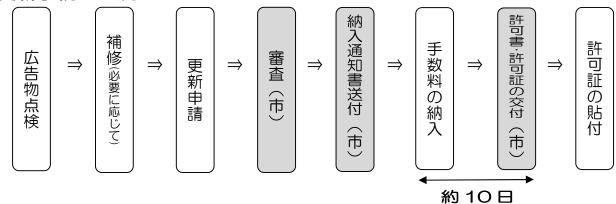
# 屋外広告物更新申請等について

次項を参考に指定期限(「お知らせ」に記載)までに、郵送又は持参してください。

## 1 更新手続きの流れ



※手数料の納入から、許可書・許可証の交付までに10日程度かかります。

## 2 更新許可申請に必要な書類

各様式は岡山市都市計画課のホームページからダウンロード可能です。 アドレス (https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000028929.html)

- <u>資格者点検</u>を実施した場合 ・・・ ①, ③~⑥ → 各 1 部提出
- ●自己点検を実施した場合
  ・・・ ①, ②, ④ 」
- ① 屋外広告物表示(掲出物件設置)更新許可申請書 《様式第3号》 (更新する広告物が複数ある場合は「<u>別紙</u>」を添付してください。)
- ② 屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書 ≪様式第2号≫(広告物毎に作成)
- ③ 屋外広告物(掲出物件)資格者点検結果報告書 ≪様式第2号の2≫(広告物毎に作成)
- ④ 『広告物及びその周囲の状況』が分かるカラー写真(撮影後3ヶ月以内のもの)
- ⑤ 『広告物の点検実施の様子』が分かるカラー写真(撮影後3ヶ月以内のもの)
- ⑥ 点検を実施した者の資格を証する書類(写し)
- ●申請者の住所、法人名、氏名などに<u>変更</u>がある場合 屋外広告物設置者(管理者)変更届 《様式第9号》 ・・・ 1 部提出
- ●広告物の表示内容などに変更・改造がある場合 (変更内容によっては改めて表示許可申請が必要な場合があります。) 屋外広告物(掲出物件)変更(改造)許可申請書 ≪様式第4号≫ へ 各2部提出 変更事項に関する仕様書及び図面(形態図、配置図等)
- ●広告物の全部(又は一部)を<u>除却</u>した場合 屋外広告物(掲出物件)除却完了届 《様式第 10 号》 ・・・ 1 部提出

## 3 更新許可申請書の記入方法

・同封の『屋外広告物の更新手続きについて(お知らせ)』を参照しながら、ご記入ください。

#### ■申請者欄

- 更新申請を行う者を記入してください。(押印不要)
- ・申請者の住所、法人名、氏名などに変更がある場合は、様式第9号(屋外広告物設置者 (管理者)変更届)を提出してください。
- ■「3 更新の期間」欄
  - ・ 資格者点検の場合 ・・・ 「3年」に〇印
  - 自己点検の場合・・・ 「1年」に〇印
- ■「4 更新許可を受けたい広告物」欄
  - ・更新する広告物が複数ある場合は、「表示内容」欄に「別紙のとおり」と記入し、<u>別紙を</u> <u>添付</u>してください。(表示内容、広告物の種類、個数、地上から上端までの高さは、別紙 に記入)
  - 「点検方法」は、どちらかに〇印を付けてください。
- ■「5 屋外広告物管理者」欄
  - ・ 『屋外広告物の更新手続きについて(お知らせ)』の6欄をご参照下さい
  - ・ 管理者は、<u>県内</u>に住所を有する者でなければなりません。

## 4 点検結果報告書の作成方法(自己点検及び資格者点検共)

- ■申請前3ヶ月以内に実施した点検結果を報告してください。
- ■更新する広告物が複数ある場合は、広告物ごとに報告書を作成してください。
- ■「2 点検結果」欄
  - ・ 点検結果は、広告物の種類に応じて該当する点検項目のみを記入してください。
- ■点検の結果、異常が有った場合
  - ・「改善の概要」欄に、点検の際に行った処置又は今後の改善計画を記入してください。なお、直ちに修繕する必要性はないが経過観察を要する場合は、安全に問題ないことを明記してください。
  - ・ 点検の結果、著しい汚染・剥離等、倒壊・落下のおそれがあるものは、「禁止広告物」と なり、修繕等が完了するまで更新許可書が発行できません。

(特に鉄部の錆や腐食、ボルト等の緩み、表示面の破損や劣化に注意)

- ※広告物の落下事故は、公衆への危害のおそれがあるため日常的に点検が必要です。
- ※高所での点検作業は安全対策を念入りにお願いします。

#### 【申請先・お問い合わせ先】

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1-1 岡山市役所 都市計画課 都市景観係(本庁舎6階) TEL:(086)803-1373 FAX:(086)803-1741